

入札公告

蛇田小学校下水道接続工事について公募型指名競争入札を執行するので、入札参加を希望する者は、下記により公募型指名競争入札参加申請書を作成し、提出してください。

平成19年6月8日

石巻市長 土井 喜美夫

記

1 公募型指名競争入札に付する事項

- (1) 工事名 蛇田小学校下水道接続工事
(2) 工事場所 石巻市蛇田字上中坪97番1
(3) 工期 契約日から平成19年9月20日まで
(4) 工事内容
 下水道接続工事
 ① 排水設備工事 1式
 ② 建築工事 1式
 ③ 給水設備工事 1式
 ④ 衛生器具設備工事 1式
 ⑤ 土工事 1式
 ⑥ 電気設備工事 1式
(5) 支払条件 前金払及び部分払 有

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 石巻市契約規則（平成17年石巻市規則第57号。以下「契約規則」という。）第3条第2項に定める競争入札参加資格承認簿に登録された者で、指名通知日において、次に掲げるすべての要件を満たしているものであること。
ア 石巻市内に本社又は本店を有し、格付工種が「管工事」、等級が「A」ランクに属する者
イ 次のいずれにも該当する者をこの工事現場に配置できる者
 (ア) 入札の参加申請があった日の前日までに1級若しくは2級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する主任技術者
 (イ) 入札の参加申請があった日の前日から起算して3月以上前から当該入札参加業者と直接的な雇用関係にある者
ウ 石巻市排水設備等工事指定店として指定を受けている者
(2) 次に掲げる者は、入札に参加することができない者。
ア 入札参加申請書類の審査後における指名通知を受けていない者
イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項に規定する者
ウ 石巻市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱（平成17年石巻市告示第180号）第2条第1項の規定による指名停止又は同要綱第12条第1項から第3項までの規定による指名回避を受けている者
エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされた者。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、当該申立てがなされていない者とみなす。
オ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされた者。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る再生計画認可の決定が確

定した場合にあっては、当該申立てがなされていない者とみなす。

カ 指名通知日において、石巻市の発注の手持ち工事（予定価格が130万円を超える建設請負工事をいう。）が、管工事について3件に達している者又は総件数で5件に達している者

なお、当該指名通知日において手持ち工事がこれらの件数に満たない場合であっても、当該指名通知日以後行われる入札で落札した場合（随意契約により相手方を決定した場合を含む。）は、その契約前であっても手持ち工事を新たに1件有したものとみなし、合計で1つの各格付け工種につき3件又は総件数で5件となった時点で、その後行われる入札に参加していてもその入札は無効とする。

キ 同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより前記(1)イに掲げる配置予定技術者を配置することができなくなった者

ク 業務全般に関し、不正又は不誠実な行為の疑により、地方公共団体が契約を締結するに、不適当な相手方に該当するおそれがある者

ケ 本入札公告に係る公募型指名競争入札において落札した者は、平成19年6月8日付け石巻市公告第134号による石巻中学校受水槽改修その他工事に係る公募型指名競争入札に参加できない。

3 入札日程

手 続 等	期間・期日・期限	場 所 等
設計図書等の閲覧及び複写	平成19年6月8日（金）から 平成19年6月25日（月）まで	市役所本庁舎設計図書閲覧室 (北西側通路脇の別棟) ＊閲覧期間中、次のところで有料で複写することができる。 株大河原光学 石巻市門脇字元浦屋敷18番地2 電話番号 0225-93-7511
設計図書等に対する質問の受付	平成19年6月8日（金）から 平成19年6月13日（水）まで	総務部管財課契約グループ
回答書の閲覧	平成19年6月14日（木）から 平成19年6月25日（月）まで	市役所本庁舎設計図書閲覧室 (北西側通路脇の別棟)
入札参加申請書類提出期限	平成19年6月18日（月）	総務部管財課契約グループ
指名通知日	平成19年6月21日（木） (ファクシミ又は電子メールにより通知)	
入札期日（開札日）	平成19年6月26日（火） 午前9時45分	石巻市不動町二丁目16番1号 石巻市民会館管理棟2階 第2会議室

(注) 1 上記期間にかかわらず、土曜日、日曜日等石巻市の休日を定める条例（平成17年石巻市条例第2号）に規定する休日は、設計図書の閲覧等を行うことはできない。

2 設計図書の閲覧、質問の受付等を行うことができる時間は、午前8時30分から午後5時30分まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

4 入札参加申請書類の提出

入札参加申請者は、「公募型指名競争入札参加申請書」及び以下の添付書類を各1部提出して、資格審査を受けなければならない。

- (1) 手持ち工事の状況調書
- (2) 建設業許可通知書（写し）又は建設業許可証明書（原本）
- (3) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

- (4) 配置予定技術者に係る1級若しくは2級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有することを証する合格証明書の写し
- (5) 配置予定技術者の健康保険被保険者証の写し
- (6) 配置予定技術者の健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し、住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書の写し、賃金台帳等の写しのうち、いずれか1通を添付

5 入札参加者の決定及び指名通知等

(1) 入札参加者の決定

前記4に掲げる資格審査を踏まえ、石巻市建設工事等指名競争入札参加者指名基準（平成17年石巻市訓令第92号）に基づき、申請書類の提出を受けた者の中から、入札に参加できる者を選定する。

(2) 指名通知

入札参加者と決定された者については、指名通知を行うものとする（この通知は、ファクシミリ又は電子メールにより行う。）。

なお、指名しない者については、指名しない旨及び指名しない理由を通知するものとする（通知方法は、指名通知と同様とする。）。

6 公募型指名競争入札の中止

入札参加申請が提出された者のうち入札参加資格のある者の数が2に満たないときは、公募型指名競争入札を中止する。

7 工事費内訳書の提出

初度の入札の際、入札書に記載されている入札金額に対応した工事費内訳書（様式は自由）を提出すること。

8 入札保証金に関する事項

入札保証金は、免除する。

9 最低制限価格

本公告の工事については、契約の内容に適合した履行を確保するため最低制限価格を設定する。

10 入札の無効

本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び公募型指名競争入札参加申請書又は添付資料に虚偽の記載をした者のした入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すものとする。

また、入札時点で前記2(1)に掲げる要件を満たさない者のした入札及び前記2(2)に掲げる者のした入札は無効とする。

11 入札の回数

- (1) 入札執行回数は、原則として1回とするが、開札の結果、予定価格の範囲内の価格の入札がない場合は、再度入札を行うものとし、再度入札の回数は、1回とする。
- (2) 最低制限価格を下回る入札をした者は、失格となり、再度の入札に参加することができない。
- (3) 入札の結果、落札者が決定しなかった場合は、令第167条の2第1項第8号の規定による随意契約のための見積り合わせは行わない。

12 落札者の決定

- (1) 入札を行った者のうち、最低制限価格以上予定価格以下の範囲内で最低の価格をもって入札した

者を落札者とする。

- (2) 郵送及び電報による入札は、認めない。
- (3) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

1.3 配置予定技術者の確認

落札決定後、前記2(1)イに掲げる配置予定技術者について配置違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、落札決定後、この工事の施工に当たって、申請書に記載した配置予定技術者を変更できるのは、病休、死亡、退職等極めて特別な理由に限る。また、該当理由により、やむを得ず変更する場合は、前記2(1)イに掲げる基準を満たし、かつ、当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

1.4 その他

- (1) 石巻市建設工事競争入札参加心得（平成17年石巻市告示第189号）を遵守すること。
<http://www.city.ishinomaki.lg.jp/mpsdata/web/331/190425kokoroe.pdf>
- (2) 落札者は、この工事に係る請負契約を締結した後において、入札が契約規則第13条第4号に該当する行為によるものであったことが明らかになったときは、当該契約金額の100分の20に相当する額の損害賠償金を支払わなければならない。
- (3) 前記(2)の規定による損害賠償金は、本市に生じた実際の損害額が前記(2)に規定する損害賠償金の額を超える場合は、その超える額につき、なお請求をすることを妨げない。前記(2)の規定により落札者が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が前記(2)に規定する損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。
- (4) 詳細又は不明な点については、石巻市総務部管財課契約グループに照会のこと。

（電話:0225-23-6611、23-6612）